

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において当法人に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒
	代表者	法人の名称	
	代表者	代表者氏名	(印)
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受の申出をする者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日)令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	本人	住 所	〒
	本人	(フリガナ)	
	本人	氏 名	(印)
	本人	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
		生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受の申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受をさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1	代表者	住 所	〒
	代表者	(フリガナ)	
	代表者	氏 名	
	代表者	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
2	代表者	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	代表者	住 所	〒
	代表者	(フリガナ)	
	代表者	氏 名	
3	代表者	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	代表者	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	代表者	住 所	〒
	代表者	(フリガナ)	
4	代表者	氏 名	
	代表者	性 別	☐ 男性 ☐ 女性
	代表者	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日
	代表者	住 所	〒

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 6 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 21 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 29 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 5 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 10 月 6 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 寝屋川市池田二丁目104番地2

建物の名称 日光ハイツ香里第五

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池田二丁目104番2の209

建物の名称 209

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 80.42平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 寝屋川市池田二丁目104番2

地 目 宅地

地 積 5500.08平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1292026分の8042



物 件 明 細 書

令和 8年 8月19日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
【物件番号1】
管理費等の滞納あり。
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 寝屋川市池田二丁目 104 番地 2

建物の名称 日光ハイツ香里第五

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池田二丁目 104 番 2 の 209

建物の名称 209

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 80.42 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 寝屋川市池田二丁目 104 番 2

地 目 宅地

地 積 5500.08 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1292026 分の 8042



令和 8年(ケ)第 141号
令和 8年 5月22日受理
令和 8年 月 日提出
8.6.22

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 英 則

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 寝屋川市池田二丁目 104 番地 2

建物の名称 日光ハイツ香里第五

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池田二丁目 104 番 2 の 209

建物の名称 209

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 80.42 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 寝屋川市池田二丁目 104 番 2

地 目 宅地

地 積 5500.08 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1292026 分の 8042



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	寝屋川市池田2丁目11番55-209号 日光ハイツ香里第五	
建物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積： {	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (破産管財人) ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	☒ 下記のとおり 管理費 13,310円 修繕積立金 14,460円	令和 8 年 6 月 4 日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和 7 年 4 月分～令和 8 年 6 月分 計 413,290円 ☐ 不明
管理費等照会先	株式会社浪速管理	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 [保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 表札の表示 | 所有者の姓 |
| (2) 郵便受けの表示 | なし |

2 敷地権の目的たる土地（符号1）の現況について

- (1) 敷地権の目的たる土地は、目的建物が所在する一棟の建物である「日光ハイツ香里第五」という名称のマンション及び付帯施設の敷地部分となっている。
- (2) 敷地権の目的たる土地について、法務局に備え付けの地積測量図は残置計算によるものであるが、地積測量図を参考に適宜概則したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致するものと思われる。同土地の北側に電柱1本が設置されている。
- (3) 敷地権の目的たる土地は、建築基準法上の道路に接面している。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりである。
 - (2) 目的建物内に家財や日常生活用品等の残置動産は存在せず、郵便受けが閉鎖され、ライフラインは停止しており、空き家である。
 - (3) 目的建物には、次の不具合が見受けられるほかは、経年相応の状態である。

ア LDKの西側壁面	陥没箇所
イ 南側から2つ目の洋室	北側押入の天袋内部に水漏れの痕跡があり 腐食の可能性はある
 - (4) 目的建物の売却仲介会社の担当者によると、目的建物の玄関の物入の内側、トイレ内部、風呂内部、洗面所の壁、キッチン付近の壁に上階からの水漏れ箇所があるとのことである。ただ、目的建物内はトイレの水が干上がるなど室内の乾燥状態が進んでおり、水漏れがあったとされる箇所を目視により特定することはできなかった。そのため、目視で確認できなかった水漏れ箇所を特定するには専門家による調査を要する。
- 4 目的建物の課税床面積が登記床面積より大きいのは、共用部分を区分所有者の持分に依拠して案分して課税しているからである。
- 5 目的建物は、破産管財人が管財業務の一環として管理し占有している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者破産管財人	1 私は所有者の破産管財人です。 2 目的建物は、破産管財業務の一環として管理しています。 3 目的建物は、現在空き家です。
■目的建物の任意売却 仲介会社担当者	1 破産管財人から売却を依頼されています。 2 以前、目的建物の上階から水漏れがありました。水漏れ箇所は、玄関の物入の内側、トイレ内部、風呂内部、洗面所の壁、キッチン付近の壁などです。 3 マンション管理組合が、水漏れの修繕費用を支出して修繕を行う予定ですので、買受人が水漏れの修繕費用を負担することはありません。
■マンション管理会社	(提出文書(回答書)の要旨) 1 管理費等以外に所有者が負担するもので、買受人に引き継がれる滞納は次のとおりである(令和8年6月4日時点)。 (1) 水道使用料 23,341円 (令和7年5月から同年7月分) (2) 駐輪場使用料 1,100円(令和7年4月分) (3) 遅延損害金 28,920円 (令和8年3月分までの分) 2 当マンションではペット飼育は禁止されている。 3 敷地内の駐車場は103台分あり、現在は空き区画はない。 (電話による聴取) 4 水漏れの修繕費用は、マンションの管理組合が加入している保険から支出して修繕をする予定です。買受人は修繕費用の負担はありません。

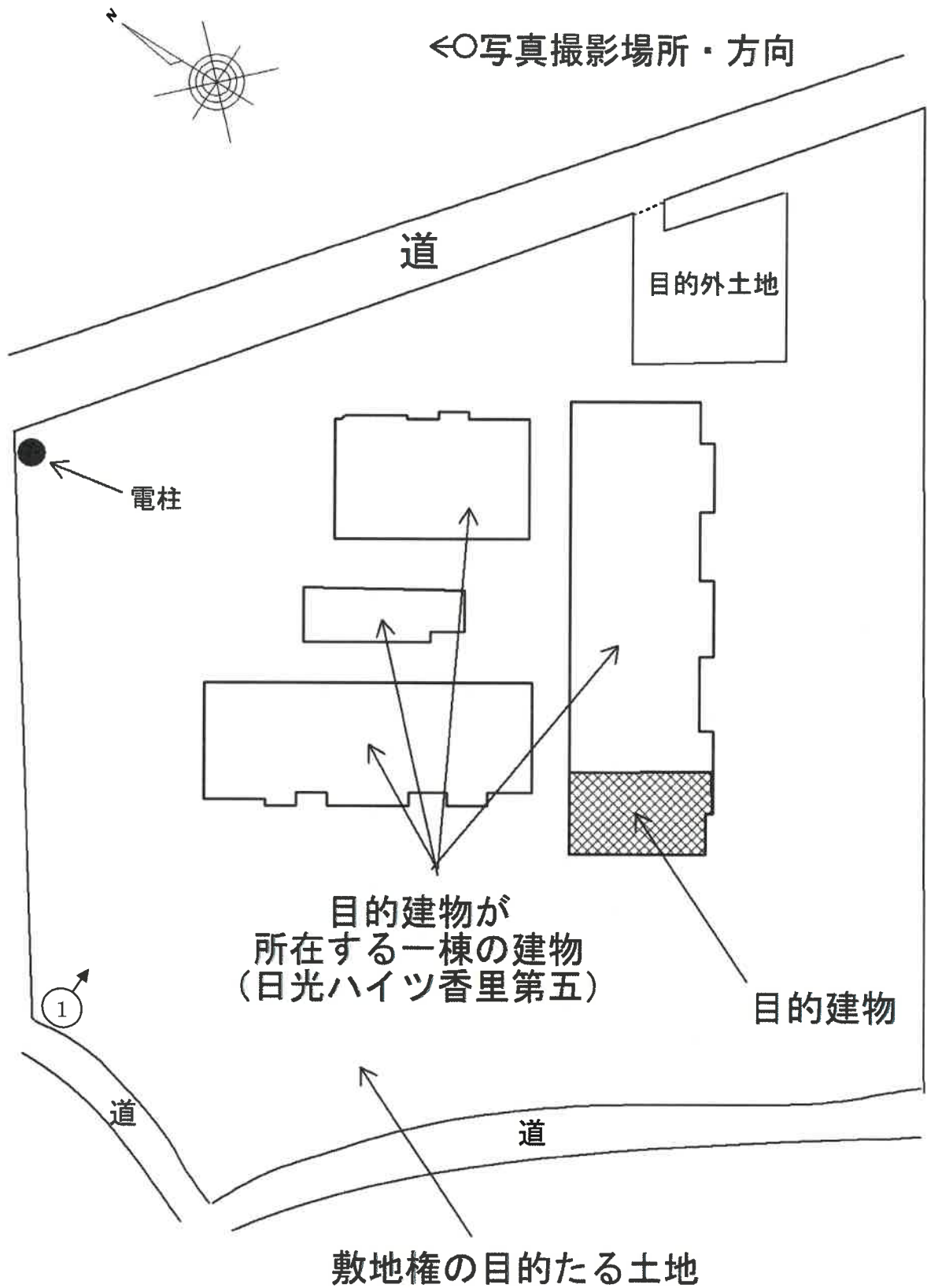
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査の経過用)

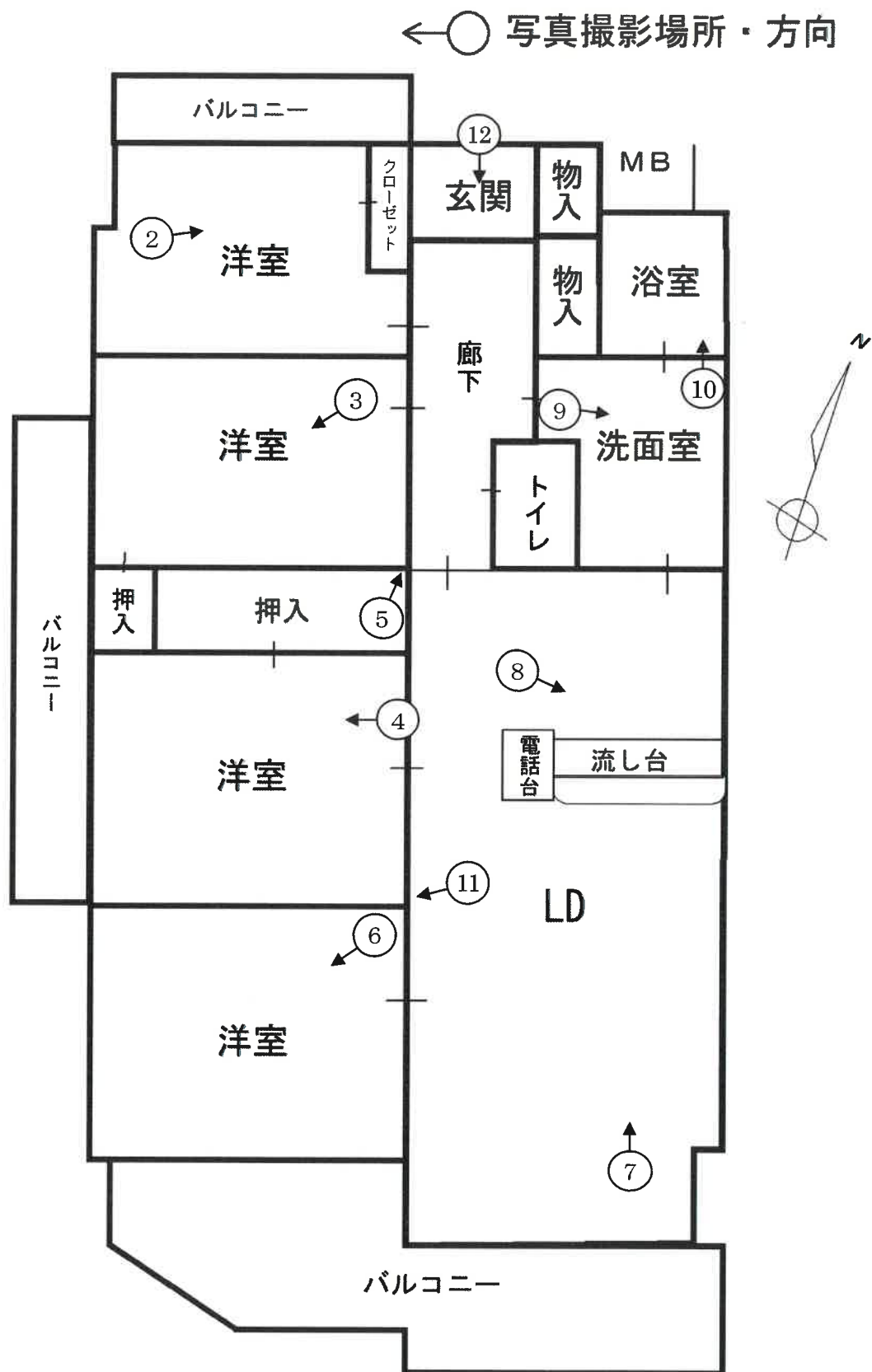
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月25日	執行官室	管理会社に照会（郵送）
令和8年5月25日	執行官室	破産管財人に照会（郵送）
令和8年5月26日 13:00 - 13:10	中之島図書館	物件確認
令和8年5月26日 13:15 - 13:20	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年5月27日	執行官室	ライフライン調査（郵送）
令和8年5月28日 10:15 - 10:30	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年5月28日 10:40 - 10:50	寝屋川市役所本館	道路関係調査
令和8年5月28日 11:00 - 11:10	寝屋川市サービスゲート	課税関係調査
令和8年6月3日 10:40 - 10:45	執務場所	目的建物の売却仲介会社担当者から聴取（電話）
令和8年6月3日 10:50 - 11:10	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
令和8年6月12日 15:30 - 15:35	執行官室	管理会社に照会（電話）
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



間取図(概略図)





1



2



3



4



5

水漏れの痕跡



6



7



8



9



10



11

壁の陥没



12

令和8年（ケ） 第141号
令和8年6月3日 現地調査
令和8年7月7日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

高橋 洋子

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 7,260,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	特記事項参照
番号	特 記 事 項		
1	1. 敷地権の目的である土地 (1) 地積測量図を基に現地概観したところ、現況と登記は概ね符合するものと思われる。 (2) 敷地権の目的である土地は、目的建物が存する一棟の建物及びその附帯施設の敷地として利用されている。 2. 目的建物（対象専有部分） 建物図面を基に現地概測したところ、現況と登記は概ね符合するものと思われる。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	京阪本線 寝屋川市駅 北西方 道路距離 約1,700m (別添「位置図」参照)	
	ねやBUS 石津停留所 南東方 道路距離 約150m	
付近の状況	共同住宅，一般住宅，工場等が混在する地域。地域の特段の変動要因は認められず，当面現況を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	(北東側接面道路より50m以内) 準工業地域 (北東側接面道路より50m超) 第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	埋蔵文化財包蔵地（茨田郡条里遺跡），宅地造成等工事規制区域等
画地条件	規模	5,500.08㎡
	形状	不整形
	間口・奥行	間口（北東）約80.6m，（北西）約22.2m・奥行：約50.7～55.3m
	高低差等	略等高
接面道路の状況 (符号2土地)	北東側	幅員約7.8m市道（緑町石津線，建築基準法第42条1項第1号）
	北西側	幅員約4.3m市道（池田二丁目1号線，建築基準法第42条第2項）
	接道状況	二方路
土地の利用状況等 (符号2土地)	現況	共同住宅の敷地
	北東側	道路，公園
	北西側	道路，駐車場，事業所等
	南東側	工場，共同住宅等
	南西側	里道を介して共同住宅，駐車場等
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	旧住宅地図によると，昭和41年～昭和62年は鉄工関係の工場・事業所等の記載が認められ，土壌汚染の懸念を完全に排除することは困難である。 なお，現在，目的土地及びその周辺において，有害物質使用特定施設は存在せず，土壌汚染対策法上の区域指定等もないとのことである。	
特記事項	敷地権の目的である土地は，南西側において幅約1.2mの未舗装里道に接しているが，当該里道は建築基準法上の道路の取扱いが未判定であり，車の通行も出来ないことから，接面道路は見做さず，接道状況を上記のとおり二方路と判定した。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	日光ハイツ香里第五	
建物の用途	居宅 (総戸数192戸)	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 (登記記載)	平成2年3月26日新築
	経過年数	約36年
	経済的残存耐用年数	約19年
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造15階建	
仕 様	屋 根	陸屋根
	外 壁	吹付タイル等
	その他	特になし
設 備 等	・エレベーター：2基（9人乗） ・駐車場：103台（月額10,000円，空き無し） ・駐輪場，オートロック等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合：有，名称：日光ハイツ香里第5管理組合 管理方式：委託管理 管理会社：株式会社浪速管理 管理形態：日勤	
管理の状況	普通	
特 記 事 項	1. 修繕積立金（令和8年4月30日現在）：592,515,507円 2. 大規模修繕の予定：有り（令和9年3月実施予定） 3. 確認済証（有）・検査済証（有） 4. 一棟の建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ 現地調査を行った結果，アスベスト等を含有する吹付材，耐火 被膜材，保温材等が使用されている可能性は低い，成形版等 にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。 なお，アスベスト使用の詳細については，専門調査機関の分析 調査を要する。 5. 一棟の建物は，管理規約等により，ペットの飼育が禁止されて いる。 6. 一棟の建物は，管理規約等により，民泊が禁止されている。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建	
位 置	2階／15階建 (209号室) 開口部の方位： 南東・南西・北東 (角住戸)	
床 面 積	80.42㎡	
間 取 り	4 L D K	
仕 様	天 井	クロス等
	床	フローリング，クッションフロア等
	内 壁	クロス等
	設 備	電気設備，給湯設備，給排水設備等
	その他	特になし
保守管理の状態	目的建物には経年による汚損，劣化が認められた外，以下の損傷等が認められた。 ・LDの内壁に陥没箇所が認められた。 ・南側から2つ目の洋室の天袋の内部に，上階からの水漏れによるものと思われるシミが認められ，腐朽している可能性が考えられる。	
管 理 費 等	管理費	13,310円 (月額)
	修繕積立金	14,460円 (月額)
	滞 納 額	あり (令和8年6月4日現在) 413,290円
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書のとおりである。	
特 記 事 項	1. 上記の管理費及び修繕積立金以外に，下記の滞納等が存するので，注意を要する。 ・自転車置場使用料滞納額1,100円 ・水道料滞納額23,341円 ・遅延損害金28,920円 2. 現況調査報告書記載によると，玄関の物入の内部，トイレの内部，浴室の内部，洗面室の内壁，台所付近の内壁に水漏れ箇所があるとの陳述があるが，これらの箇所では確認は出来ず，上記のとおり，水漏れの痕跡が認められたのは洋室の天袋の内部であったことから，水漏れ箇所の特定には専門家による調査を要する。 3. 廊下と室内の間に床段差があり，バリアフリーになっていない。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡)	専有面積 (㎡)	現価率	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
ア	イ	ウ	
350,000	80.42	0.26	7,318,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約36年

経済的残存耐用年数 約19年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} \text{約} 19 \text{年} / (\text{経過年数} \text{約} 36 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} \text{約} 19 \text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.26\end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ(ア×イ×ウ×エ×オ)
130,000	1.02	5,500.08	1.00	$\frac{8,042}{1,292,026}$	4,539,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 寝屋川9-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $112,000\text{円}/\text{m}^2 \times 103.0/100 \times 100/100 \times 100/89 = 130,000\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路 (※1)	接近	環境 (※2)	行政	総合 (相乗積)
	0.99	1.00	0.90	1.00	0.89

イ 個別格差：	接面・方位 (※3)	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02

(※1) 幅員 (※2) 周辺環境 (※3) 二方路

ウ 地積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ((ア+イ)×ウ)
7,318,000	4,539,000	0.83	9,841,000

ウ 個別格差：	階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	0.97	1.07	1.00	0.80	0.83

階 層：2階/15階建
 位 置：南東向き，角住戸
 品等程度：普通
 そ の 他：保守管理の状態

Ⅱ 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円／㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
179,000	0.83	80.42	11,948,000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	①	②
所 在	寝屋川市池田2丁目	寝屋川市池田2丁目
構 造	S R C造	S R C造
階	1 1 F / 1 5 F 建	7 F / 1 5 F 建
面 積	約65㎡	約70㎡
建築時期	平成2年3月	平成2年3月
取引時点	令和6年9月	令和7年6月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	211,000円／㎡	222,000円／㎡
その他	3 L D K	3 L D K

(比準表)

番号	事例価格 (円／㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円／㎡) (千円未満四捨五入)
①	211,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{122}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	173,000
②	222,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{120}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	185,000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮						基準階の比準価格 (円／㎡)	179,000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格	複利 現価率 割引率 7.0%	正味復帰 価値現価	
ア	イ	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
2,756 千円 (32.6%)	672 千円	8.0%	8,400 千円	420 千円	7,980 千円	0.71299	5,690 千円 (67.4%)	8,446 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

オ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準に、対象不動産の個別性を勘案して査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	共益費収入	0	0	0	0	0	0
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	空室損失	△ 58	△ 58	△ 58	△ 58	△ 58	△ 58
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106
イ 支出	維持管理費	160	160	160	160	160	160
	修繕費	174	174	174	174	174	174
	公租公課	90	90	90	90	90	90
	損害保険料	10	10	10	10	10	10
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	434	434	434	434	434	434
	資本的支出	0	0	0	0	0	
	総費用合計	434	434	434	434	434	434
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)		37%	37%	37%	37%	37%	37%
エ 有効純収益		672	672	672	672	672	672
オ 複利現価率 (割引率7.0%)		0.93458	0.87344	0.81630	0.76290	0.71299	
カ 有効純収益の現価		628	587	549	513	479	

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	9,841,000	1.00	9,841,000
② 比 準 価 格	11,948,000	1.00	11,948,000
③ 収 益 価 格			8,446,000
④ 調整後の価格	11,387,000		

イ 占有減価： 本件の場合は減価不要と判定した。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格（円） ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
11,387,000	0.98	0.70	0.93	0	7,260,000

イ 市場性修正： 工場跡地であることによる市場性の減退を考慮し、市場性修正率を
0.98 と判定した。

ウ 競売市場修正： 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価： 代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に
控除した。

オ その他の控除減価(敷金等)： 本件の場合は減価不要と判定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示 寝屋川9-1

所 在 : 寝屋川市池田北町300番2「池田北町14-12」

価 格 : 112,000円/㎡

位 置 : 京阪本線 香里園駅 南西方 約1,800m (道路距離)

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 337㎡

供給処理施設 : 水道, ガス, 下水

接 面 街 路 : 東側6.3m市道

用 途 指 定 等 : 準工業地域 (建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域

地 域 の 概 要 : 中小規模の工場のほかに住宅も見られる工業地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 2,245,488円 (符号1土地: 持分価格)

4,857,745円 (建物: 専有部分)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 寝屋川市池田二丁目104番地2

建物の名称 日光ハイツ香里第五

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池田二丁目104番2の209

建物の名称 209

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 80.42平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 寝屋川市池田二丁目104番2

地 目 宅地

地 積 5500.08平方メートル

(敷地権の表示)

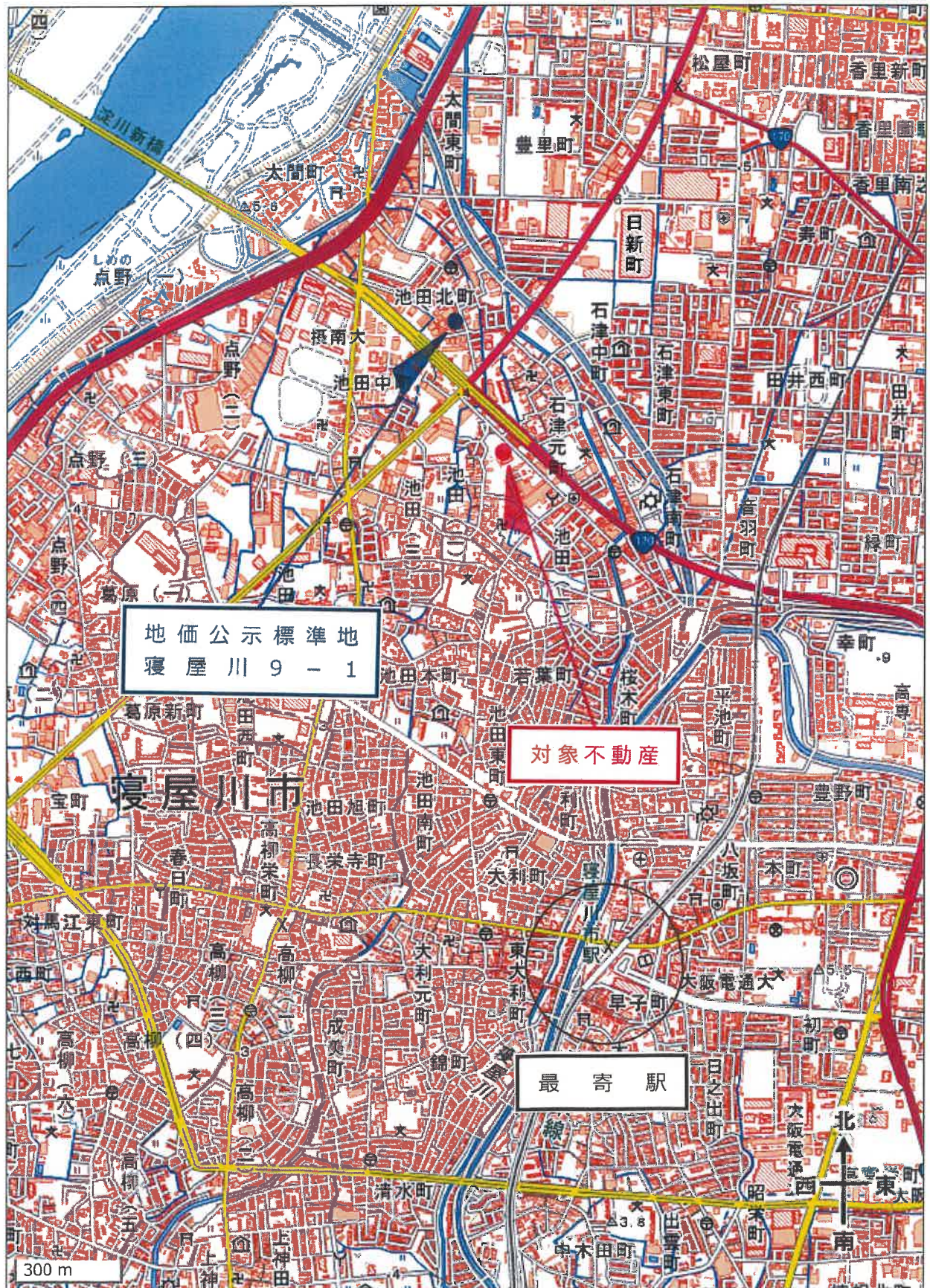
土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

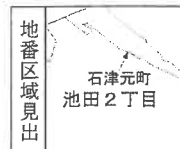
敷地権の割合 1292026分の8042



位置図



地理院地図



請 求 部 分	所 在	寝屋川市池田二丁目					地 番	104番2		
出 縮 力 尺	縮尺不明	精 度 区		座 標 系 番 号 又 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項		

登記年月日：平成24年3月19日

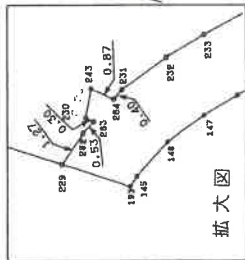
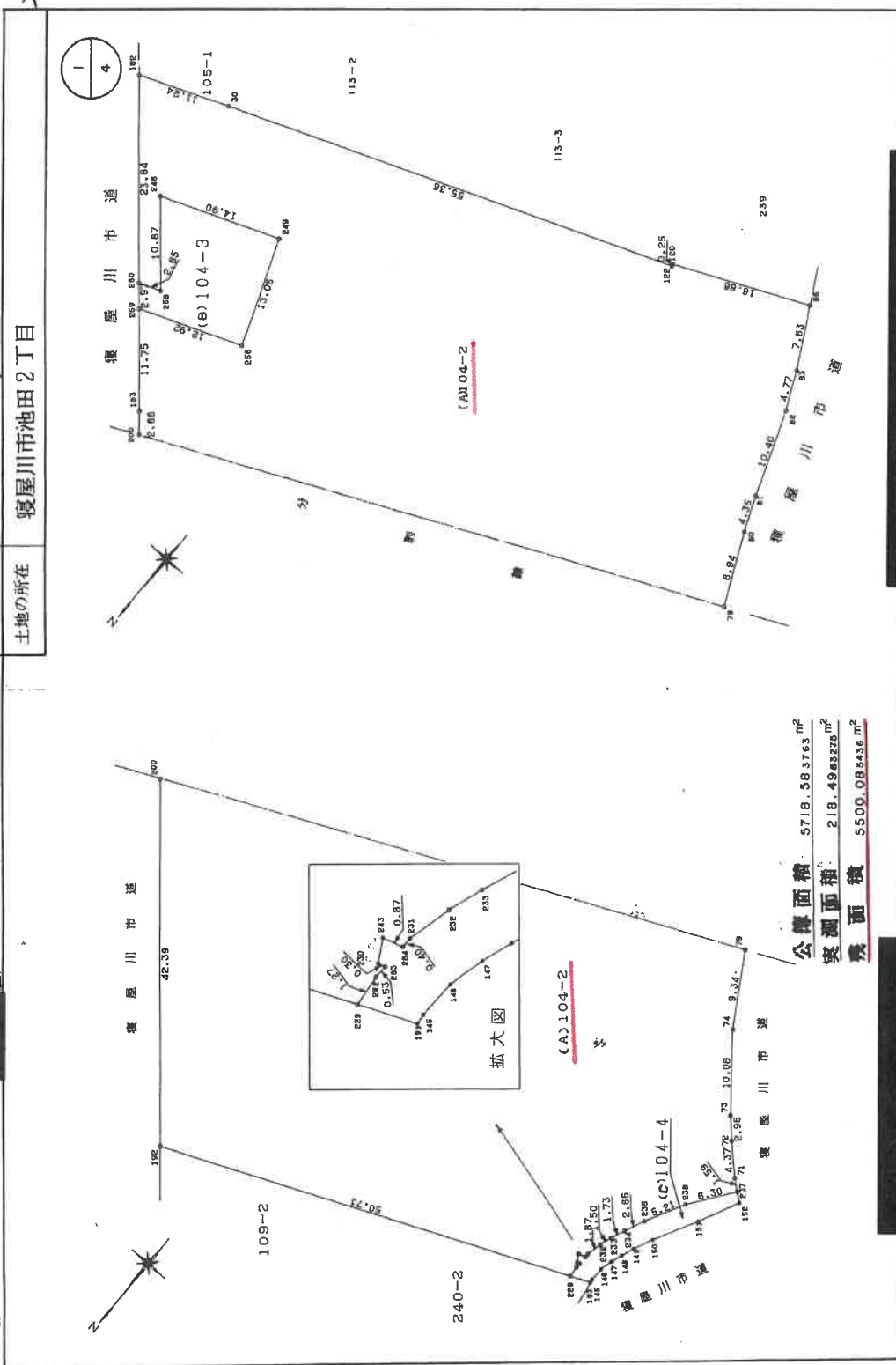
150416

地積測量図

地番 104-2-3-4
土地の所在 寝屋川市池田2丁目

104-2-3-4

1/4



(A) 104-2

(C) 104-4

公簿面積 5718.583763 m²
実測面積 218.4963225 m²
残面積 5500.087436 m²

作製者

土地家屋調査士

平成 2 年 3 月 16 日作製

申請人



縮尺

1/500

(大阪土地家屋調査士会)

地積測量図写
(原図縮小)

登記年月日：平成2年4月20日

平成 2年4月20日

500909 各階平面図

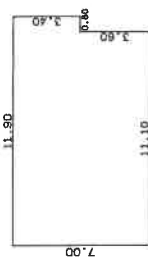
建物図面

家屋番号
池田2丁目
104番2-209

建物の所在
岐阜川市池田2丁目104番地2

専有部 分

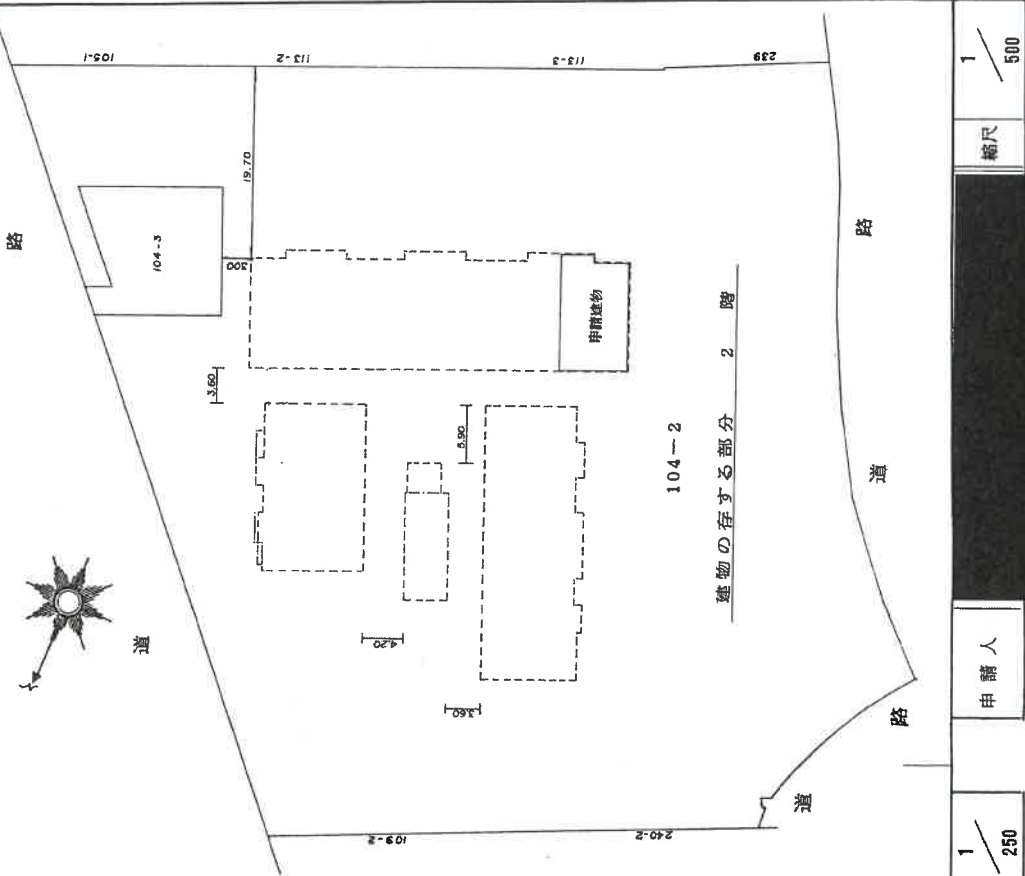
建物番号 209



平面図

求積表

11.10 × 7.00 =	77.7000
0.60 × 3.40 =	2.0400
合計	79.7400
床面積	80.42 m ²

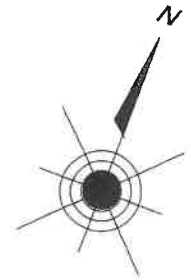


作製者 土地家屋調査士	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
----------------	-------------	-----	-------------

建物図面・各階平面図写
(原図縮小)

間取略図

令和8年（ケ）第141号



建物平面図

